

令和4年9月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和4年9月20日(火)

開会 午前 9 時 3 0 分

閉会 午前 9 時 4 7 分

2. 開催場所 鳥栖市役所 2階第2会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬 秀利	出
2	大石 則子	出
3	上種 正博	出
4	佐藤 敏嘉	出
5	田代 英毅	出
6	中島 俊男	出
7	西 依 誠	出
8	久富 正ノ介	出
9	松隈 邦博	出
10	宮原 一美	出
11	脇 善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

2番 大石 則子 委員 3番 上種 正博 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 江田 征樹

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農用地利用集積計画について	31件
議案第4号	農地移動適正化あっせん事業について	1件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	10件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	2件

5. 農業委員会事務局職員

庄山裕一 武田隆洋 江田征樹

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和4年9月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立をいたしております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号2番〇〇〇〇委員と議席番号3番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いをいたします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について2件、2筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について2件、2筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可す

ることに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について1件、1筆でございます。

議案第2号、番号1の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、譲受人は来年には子供の出産計画を立てていること、また将来

のこと等を考えて母親の住んでいる本家の近くに分家住宅を建築するため転用申請に至ったものであります。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、集水枡を経由し、南側河川へ放流される計画となっております。

2 ページに位置図、それから3 ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照を願います。

許可の基準といたしましては、第1種農地の立地基準では、原則不許可となっておりますが例外許可として、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものという事項があります。

今回の申請は、申請人の分家住宅であり集落にも接続しているため、農地転用は許可し得ると判断をいたしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

11番委員

11番委員の〇〇です。担当委員として、一言申し上げます。

9月15日に、会長と私、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地となります。申請者は、子供の出産を計画していることや高齢になる母親のことを考え、母親の住む本家の近くに分家住宅を建てるため転用申請をされたものです。また、地元の区長、生産組合長、水利組合長からの同意も得てあります。

これらの点から今回の農地転用申請については、特に問題等はないと思われれます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、〇〇委員から御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積計画について31件、110筆でございます。

議案第3号、番号1から番号31につきましては一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

3ページから16ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により31件、110筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、16ページの農用地利用集積計画集計表をもとに一括して御説明をいたします。

16ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして合計が16万8,911平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が93件、14万7,656平方メートル。使用貸借権が17件、2万1,255平方メートルとなっております、総合計110件、16万8,911平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては貸人30名、借人12名、申請枚数は31枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第3号についての説明とさせていただきます。

議長

事務局からの説明が終わりました。質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1から番号31について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号を議題といたします。

議案第4号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について1件、1筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、17ページをお願いいたします。

議案第4号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について、鳥栖市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づいて1件、1筆のあっせんの申し出がございました。

詳細については、別冊資料2の農地移動適正化あっせん事業調書を御参照願います。

資料の1ページをお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、所有者等については、農地移動あっせん希望一覧の記載のとおりでございます。農地の位置については、2ページの地図のとおりでございます。御確認をお願いいたします。

議案第4号は、〇地区の〇〇町の案件でございますので、〇〇〇〇〇農業委員、〇〇〇推進委員を指定したいと考えております。

皆様の承認の後、あっせん委員として活動していただくこととなります。

以上、議案第4号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり、承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第3号について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、18ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして2件、2筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、19ページから21ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして10件、19筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、22ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして2件、2筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして引渡が6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。ただいま、事務局から報告をいたしましたけれども、各委員のお目通し方、よろしく願いをいたします。

次に、その他の事項で、各委員さんより何かございましたら、願いをいたします。

(発言する者なし)

それでは、事務局から何かありますか。(「ありません」と呼ぶ者あり)

それでは、いろいろないようでございましたらここで終了したいと思いますけれども、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和4年10月20日木曜日、午前9時30分より、本庁の3階大会議室で開催の予定をいたしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____